

令和元年度 事務事業評価シート(詳細) ※平成30年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	住民参加型在宅福祉サービス事業補助									
担当部署	福祉推進課		事業コード	7						
所属長	土屋 正裕			事業区分	ソフト事業					
予算事業名	住民参加型在宅福祉サービス			新規・継続	継続					
予算事業コード	会計	10	款	03	項	01	目	01	事業開始年度	平成15年度

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等(Plan)

第四次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)

基本目標(章)	第2章	住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	法令による実施義務	義務ではない
施策	7	地域福祉の推進	根拠となる法令	なし
取組施策	5	安心して生活できる地域づくり	その他実施根拠(条例、要綱等)	川越市社会福祉協議会住民参加型在宅福祉サービス事業補助金交付要綱
関連事業	なし			

2. 事業の目的と概要(Plan)

実施主体	補助金			
対象(誰・何を対象に)	社会福祉法人川越市社会福祉協議会			
目的(対象をどのようにしたいか)	希望する市民が在宅の福祉サービスを受け、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す。			
事業の概要(活動内容、実施手段・方法など)	社会福祉法人川越市社会福祉協議会の行う住民参加型在宅福祉サービスの運営を支援する。			

3. 前年度に立てた計画(Plan)

在宅で生活する要介護状態の高齢者や身体障害者等の利用会員に対し、協力会員を派遣し、①日常生活の支援として家事援助サービス、②移動手段として福祉車両等の貸し出し等を行う川越市社会福祉協議会の住民参加型在宅福祉サービス事業(かわごえ友愛センター事業)に対して補助金による財政的支援を行う。

4. 取組実績(Do)

計画通り川越市社会福祉協議会に対し、住民参加型在宅福祉サービス事業の運営を支援するための補助金23,903千円を交付し、川越市社会福祉協議会はその補助金をもとに事業を実施した。平成30年度末の利用会員数は265人、協力会員数は138人となっていて、派遣状況は、実利用人数が218人、協力会員の実派遣人数は98人、派遣日数は343日、延べ回数5,937回、延べ時間数9,709.5時間であった。また、福祉車両貸出事業として、保有する福祉車両を延べ18回貸し出し、短期車椅子貸出事業として、保有する車椅子を延べ165台貸し出した。

5. 実施にかかるコスト(Do)

(単位:千円)

(1) 支出の部	28年度	29年度	30年度	元年度(見込額)	備考
人件費 A	374	380	380	380	
正規職員(1年間の従事人数)	0.05人	0.05人	0.05人	0.05人	
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
事業費 B	18,584	23,434	23,903	26,774	
負担金、補助及び交付金	18,584	23,434	23,903	26,774	
総支出(A+B)	18,958	23,814	24,283	27,154	
(2) 収入の部					
国庫支出金	0	0	0	0	
県支出金	0	0	0	0	
地方債	0	0	0	0	
使用料・手数料	0	0	0	0	
その他特定財源	0	0	0	0	
一般財源	18,958	23,814	24,283	27,154	
総収入	18,958	23,814	24,283	27,154	

## 6. 指標による分析 (Check)

### (1) 活動指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度(予定)
指標の定義・説明					
指標の定義・説明					

単位当たり費用 (下段は前年度)
#DIV/0!
#DIV/0!
#DIV/0!
#DIV/0!

### (2) 成果指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度目標値	将来目標値
利用会員数	人	316.0	276.0	(目標) 250.0 (実績) 265.0	250.0	2年度 250.0
指標の定義・説明	住民参加型在宅福祉サービスを利用する人					
協力会員数	人	168.0	147.0	(目標) 170.0 (実績) 138.0	170.0	2年度 170.0
指標の定義・説明	住民参加型在宅福祉サービスを提供する人					

単位当たり費用 (下段は前年度)
91.63
86.28
175.96
162.00

## 7. 評価 (Check)

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性	B	市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか 高齢化の進行により、単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯数は年々増加しており、住み慣れた地域に住み続けるための家事支援等のニーズは認められる。一方で、有償ボランティアを活用する非収益事業であるため、市の財政的支援は必要である。
有効性	B	施策の目標の達成に貢献しているか 地域福祉の推進に資する事業として必要である。
達成度	B	設定した活動・成果指標の目標を達成しているか 住民参加による家事支援サービスの提供等の広義の目的は達成しているものの、協力会員の登録数は目標を下回っている。
効率性	B	民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか 補助内容については精査していく必要がある。
総合評価	C	市の施策に合致している事業の運営に対する補助事業であるが、補助内容については精査していく必要がある。

## 8. 今後の方向性及び今後の取組(改善策など) (Action)

今後の方向性	改善
元年度	補助内容を精査し、必要に応じ、補助事業者が設置する「かわごえ友愛センター運営委員会」を通じ、対象事業の運営について改善を促す。
2年度	補助内容を精査し、必要に応じ、補助事業者が設置する「かわごえ友愛センター運営委員会」を通じ、対象事業の運営について改善を促す。

## 【参考】

### (1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

住民参加型在宅福祉サービス事業は、埼玉県内においても複数の市町村において実施されている。

### (2) これまでの見直しや改善等の経過

平成29年10月から令和元年度末にかけて、段階的にサービス券方式を現金支払方式に変更し、印刷経費等の削減を図った。

# 住民参加型在宅福祉サービス事業 補足資料

## 1 事業の目的

本事業は、市民の善意とボランティア精神を支えとした共助により、高齢者、障害者等であって自宅等で生活する市民に対して、家事、外出の支援等を行うことで、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

市は、社会福祉法人川越市社会福祉協議会が行う当該事業に対し財政的援助を行うものです。

## 2 事業の概要

### (1) 家事援助サービス

住民相互の助け合いによる、会員制、有償、有料の家事援助サービスで、日常生活を営む上で援助等の必要性が生じ、かつ、家庭内で十分な援助を受けることができない方に対して、協力会員を派遣して自立への援助を行うものです。

#### ① 会員について

ア 利用会員（次のいずれかに該当する者・会費年額 1,000 円）

- ・概ね 65 歳以上
- ・心身に障害がある
- ・母子又は父子世帯
- ・妊婦及び乳幼児を養育する者

イ 協力会員（次にいずれにも該当する者・会費年額 1,000 円）

- ・市内に居住する 20 歳以上
- ・心身共に健全で、地域福祉及び本事業に熱意と理解を有する
- ・指定された研修を受けている

ウ 賛助会員（会費年額 2,000 円以上）

- ・本事業を金銭面で支援する

#### ② サービスの内容

- ・食事のしたく、後片付け
- ・衣類等の洗濯、補修
- ・住居及び庭の掃除、片付け
- ・買い物
- ・通院時等の外出介助
- ・見守り
- ・話し相手
- ・ごみ出し、簡単な電球交換等の軽作業

#### ③ 料金等

- ・利用料金 1 時間 800 円、30 分 400 円
- ・協力会員への報償費 1 時間 800 円、30 分 400 円

## (2) 福祉機器の貸出し

### ① 貸出機器

ア 車椅子

イ 福祉車両（スロープ式軽自動車）

### ② 対象者

ア 車椅子

- ・身体障害者
- ・高齢者
- ・社会福祉団体
- ・ボランティア団体
- ・その他必要と認める者

イ 福祉車両

- ・日常、車椅子を使用している者
- ・外出に際して車椅子を必要とする者
- ・公共交通機関を利用することが困難な者
- ・その他必要と認める者

（貸出要件）

- ・行事、レクリエーション活動等に参加するとき
- ・病院、施設、公共機関等への外出のとき
- ・冠婚葬祭等に出席する必要が生じたとき
- ・その他必要と認めるとき

### ③ 貸出期間

ア 車椅子 3月（3月を限度に延長可）

イ 福祉車両 4日

### ④ 利用料金

無料

## (3) 財源と使途

- ・会費 協力会員の実習・研修費、現場用消耗品費等
- ・利用料 協力会員の派遣費
- ・市補助金 上記以外の人件費、福利費、車両費、その他事務費等

## 3 事業の実績

区分		H26	H27	H28	H29	H30
登録利用会員数		306	334	316	276	265
登録協力会員数		186	174	168	147	138
派遣回数		8,318	8,266	7,515	6,573	5,937
財源 (千円)	会費	786	819	677	490	596
	利用料	11,408	11,384	9,974	6,077	1,901
	市補助金	20,872	21,651	18,584	23,434	23,903

#### 4 他市の実施状況

住民参加型在宅福祉サービス事業は、埼玉県内においても複数の市町村社会福祉協議会等において実施されている。

#### 5 見直しや改善の取組状況

川越市社会福祉協議会が設置する「在宅福祉サービスセンター運営委員会」を通じて、事業の検証等を行い、最近では以下の見直しが行われている。

##### (1) サービス券方式から現金支払方式への移行

平成 29 年 10 月から令和 2 年 3 月末にかけて、サービス券方式から現金支払方式に段階的に移行しており、サービス券印刷経費の縮減、サービス券配達業務の縮減を図っている。

##### (2) 協力会員募集方法等の見直し

協力会員の募集を年 3 回の募集から、随時募集に切り替え、募集機会の拡大を図った。また、これまでは募集後に行っていた新任研修を講座方式から、現場に同行する方式に切り替え、研修の質の向上を図った。

#### 6 今後の課題への取組予定

現在、協力会員の減少によるマッチングへの影響（利用時間の減少）が大きな課題となっている。

平成 30 年度に川越市社会福祉協議会が協力会員を対象としたアンケート調査を行っており、今後、その分析を行うとともに、協力会員の確保への取り組みを検討することとしている。

## 資金収支計算書

(自平成30年 4月 1日 至平成31年 3月31日)

(単位：円) 1頁

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収入	会費収入	530,000	596,200	△66,200	
	友愛センター会費収入	530,000	596,200	△66,200	
	友愛センター会費収入	530,000	596,200	△66,200	
	経常経費補助金収入	29,589,000	23,902,930	5,686,070	
	市補助金収入	29,589,000	23,902,930	5,686,070	
	友愛センター事業補助金収入	29,589,000	23,902,930	5,686,070	
	事業収入	4,800,000	1,900,800	2,899,200	
	利用料収入	4,800,000	1,900,800	2,899,200	
	利用料収入	4,800,000	1,900,800	2,899,200	
	事業活動収入計(1)	34,919,000	26,399,930	8,519,070	
支出	人件費支出	26,316,000	21,701,408	4,614,592	
	職員給料支出	14,907,000	11,893,600	3,013,400	
	職員給料支出	14,907,000	11,893,600	3,013,400	
	職員賞与支出	5,147,000	4,188,246	958,754	
	職員賞与支出	5,147,000	4,188,246	958,754	
	非常勤職員給与支出	2,624,000	2,623,016	984	
	非常勤職員給与支出	2,624,000	2,623,016	984	
	法定福利費支出	3,638,000	2,996,546	641,454	
	法定福利費支出	3,638,000	2,996,546	641,454	
	事業費支出	5,586,000	2,361,477	3,224,523	
	消耗器具備品費支出	402,000	239,321	162,679	
	消耗器具備品費支出	402,000	239,321	162,679	
	保険料支出	161,000	147,360	13,640	
	保険料支出	161,000	147,360	13,640	
	車輛費支出	145,000	37,996	107,004	
	車輛費支出	145,000	37,996	107,004	
	諸謝金支出	78,000	36,000	42,000	
	諸謝金支出	78,000	36,000	42,000	
	派遣費支出	4,800,000	1,900,800	2,899,200	
	派遣費支出	4,800,000	1,900,800	2,899,200	
	事務費支出	2,320,000	1,264,400	1,055,600	
	福利厚生費支出	69,000	52,614	16,386	
	福利厚生費支出	69,000	52,614	16,386	
	旅費交通費支出	346,000	59,500	286,500	
	旅費交通費支出	346,000	59,500	286,500	
	研修研究費支出	38,000	8,720	29,280	

## 資金収支計算書

( 自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日 )

(単位：円) 2頁

	勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
	研修研究費支出	38,000	8,720	29,280	
	事務消耗品費支出	145,000	137,549	7,451	
	事務消耗品費支出	145,000	137,549	7,451	
	印刷製本費支出	363,000	0	363,000	
	印刷製本費支出	363,000	0	363,000	
	修繕費支出	10,000	0	10,000	
	修繕費支出	10,000	0	10,000	
	通信運搬費支出	380,000	185,580	194,420	
	通信運搬費支出	380,000	185,580	194,420	
	広報費支出	347,000	276,971	70,029	
	広報費支出	347,000	276,971	70,029	
	保険料支出	100,000	61,380	38,620	
	保険料支出	100,000	61,380	38,620	
	賃借料支出	522,000	482,086	39,914	
	賃借料支出	522,000	482,086	39,914	
	事業活動支出計(2)	34,222,000	25,327,285	8,894,715	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	697,000	1,072,645	△375,645	
施設	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
入					
支					
出					
に					
よ					
る					
収					
支	施設整備等支出計(5)	0	0	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
の	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
入					
支	拠点区分間繰入金支出	995,000	787,986	207,014	
出	拠点区分間繰入金支出	995,000	787,986	207,014	
の	拠点区分間繰入金支出	995,000	787,986	207,014	
出					
に					
よ					

## 資金収支計算書

( 自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日 )

(単位：円) 3頁

	勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
る 収 支					
	その他の活動支出計(8)	995,000	787,986	207,014	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△995,000	△787,986	△207,014	
	予備費支出(10)	0	0	0	
		0			
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△298,000	284,659	△582,659	

前期末支払資金残高(12)	7,294,000	7,293,679	321	
当期末支払資金残高(11)+(12)	6,996,000	7,578,338	△582,338	

川越市社会福祉協議会住民参加型在宅福祉サービス事業補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川越市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が行っている住民参加型在宅福祉サービス事業を支援し、もって地域福祉の推進を図るため、協議会に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年条例第10号）、川越市補助金等の交付手続に関する規則（昭和54年規則第9号）及び社会福祉法人に対する助成の手続を定める規則（昭和54年規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、協議会の住民参加型在宅福祉サービス事業とする。

2 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 人件費支出のうち職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出及び法定福利費支出
- (2) 事業費支出のうち保険料支出及び車輛費支出
- (3) 事務費支出のうち福利厚生費支出、旅費交通費支出（運営委員会委員費用弁償（出張旅費を除く。）に限る。）、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、広報費支出（社協だより分に限る。）、手数料支出（送金手数料に限る。）、保険料支出及び賃借料支出
- (4) 拠点区分間繰入金支出（事務職員に係る退職給与積立金に限る。）

(補助金の額)

第3条 前条第2項の経費に対する補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、当該所要経費の額を超えないものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度に交付した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 社会福祉法人川越市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター設置規程

### (目的)

第1条 この規程は、市民の善意とボランティア精神を支えとした共助により、高齢者、障害者等であって自宅等で生活する市民に対して、家事、外出等の支援等を行う社会福祉法人川越市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンターを設置し、高齢者、障害者等の福祉の増進に資するとともに、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (名称等)

第2条 社会福祉法人川越市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンターの名称は、かわごえ友愛センター（以下「センター」という。）と称し、事務所を社会福祉法人川越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）事務局内に置く。

### (センター事業等の内容)

第3条 センターで行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 家事援助サービス事業
- (2) 福祉機器の貸出し事業

2 センターで処理する事務は、次のとおりとする。

- (1) 在宅福祉サービス向上のための調査、研究
- (2) 利用者を対象とした福祉相談及びそれに付随する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の推進に必要な事項

### (運営委員会)

第4条 センターの運営について審議するため、在宅福祉サービスセンター運営委員会を設置する。

2 運営委員会について必要な事項は、別に定める。

### (センターの休業日等)

第5条 センターの受付窓口の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 センターの受付窓口の開設時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

### (庶務)

第6条 センターの庶務は、本会事務局生活支援課生活支援担当とする。

2 センターの事業等の状況を明らかにするため、使用帳簿、台帳等について整備しておくものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会に諮り、理事長が別に定める。

附 則 (平成29年規程第22号)

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人川越市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター設置規程 (平成4年規程第3号) は、廃止する。

## 在宅福祉サービスセンター運営委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川越市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター設置規程（平成29年規程第22号）第4条第2項の規定に基づき在宅福祉サービスセンター運営委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (所管事項)

第2条 委員会は、おおむね次の事項について審議するものとする。

- (1) かわごえ友愛センターの運営の基本的な事項に関すること。
- (2) かわごえ友愛センターの運営状況その他事業運営に係る重要な事項に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、かわごえ友愛センター事業の推進に関すること。

### (委員の構成)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織し、次に掲げるものからの推薦に基づいて、又は依頼により、理事長が委嘱するものとする。

- (1) 川越市民生委員・児童委員協議会連合会1名
- (2) 川越市老人クラブ連合会1名
- (3) 川越市障害者団体連絡協議会1名
- (4) 川越市ボランティア連絡会1名
- (5) 川越市老人福祉施設運営協議会1名
- (6) 学識経験者1名
- (7) 川越市地区社会福祉協議会会長連絡会1名
- (8) 川越市福祉部1名
- (9) 社会福祉法人川越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）理事2名

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会事務局生活支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (平成29年規程第24号)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

2 在宅福祉サービスセンター運営委員会要綱(平成4年規程第5号)は、廃止する。

社会福祉法人川越市社会福祉協議会家事援助サービス事業実施要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川越市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター設置規程（平成29年規程第22号）第3条第1項第1号に規定する家事援助サービス事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業は、利用会員、協力会員及び賛助会員により構成された会員間のサービスの授受により行うものとする。

2 会員は、次に掲げる会員の別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 利用会員 次に掲げる要件のいずれかに該当する市内に居住する者で、日常生活を営む上で介助の必要が生じ、かつ、家庭内で十分な介助が受けられない者及び次の要件に該当する者に準ずる者その他利用会員として入会することを社会福祉法人川越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が認める者

ア 65歳以上の者

イ 心身に障害がある者

ウ 母子、父子世帯の世帯主

エ 妊婦及び乳幼児を養育する者

(2) 協力会員 市内に居住する地域福祉及び事業に理解と熱意を有する、心身共に健全な者で、本会が指定する研修を受けた者

(3) 賛助会員 事業の趣旨に賛同し、経費支援を申し出た者

3 会員資格の有効期限は、申込みを行った年度の末日までとする。

(会費)

第3条 会費は、次のとおりとする。

(1) 利用会員及び協力会員 年額1,000円

(2) 賛助会員 年額2,000円以上で任意の額

(加入の申し込み)

第4条 会員になろうとする者は、かわごえ友愛センター会員入会申込書（様式第1号）に会費を添えて申し込まなければならない。この場合において、利用会員として申し込もうとする者が、自ら申込みができないときは、親族等が本人に代わって申し込むことができる。

- 2 前項の申込みをした者は、当該申込みの日から随時会員となるものとする。
- 3 第1項の申込書記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更の届出をしなければならない。

(協力会員証等)

第5条 協力会員となった者には、協力会員証(様式第2号)を交付する。

- 2 協力会員は、サービスの提供に際し、協力会員証を携帯しなければならない。
- 3 協力会員は、サービスの提供中に利用会員に異常を認めるときは、その状況に応じた適切な措置等の対応を講ずるとともに、速やかに本会事務局に報告しなければならない。

(会員の退会)

第6条 会員は、次のいずれかに該当するときは、退会するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転居したとき。
- (3) 書面により退会の申出をしたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、会員として不相当であると本会が認めるとき。

(提供されるサービス)

第7条 事業において、協力会員が利用会員に提供するサービスは、おおむね次に掲げるとおりとし、必要かつ可能な範囲内で行うものとする。

- (1) 食事の支度、後片付け
- (2) 衣類等の洗濯、補修
- (3) 住居及び庭の掃除、片付け
- (4) 買い物
- (5) 通院時等の外出介助
- (6) 見守り
- (7) 話し相手
- (8) ごみ出し、電球交換等の簡単な作業

(事業の休業日等)

第8条 事業の休業日は、1月1日から同月3日までの日とする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- 2 サービスを提供する時間は、午前8時から午後7時までの間で、必要と認める時間とする。

(サービス利用の申し込み等)

第9条 サービスの利用に際して、利用会員は、協力会員派遣申出書(様式第3号)及び個人情報使用同意書(様式第4号)により、本会に申し出るものとする。

2 前項の申出を受けたときは、速やかにサービス提供の可否を決定し、当該申出者に対しては協力会員派遣決定通知書(様式第5号)により、当該申出に係る協力会員に対しては、かわごえ友愛センター協力会員活動内容通知書(様式第6号)により、それぞれ通知するものとする。

(費用負担)

第10条 利用会員は、サービスの提供を受けた都度、別表に規定する費用を負担するものとする。

2 前項の費用の支払いは、現金により、協力会員に行うものとする。

(費用負担の記録等)

第11条 費用の支払いを受けた協力会員は、月を単位として、活動記録(様式第7号)に必要事項を記入のうえ、本会に提出するものとする。

(実費負担)

第12条 利用会員は、サービスの提供に係る第10条第1項の費用以外に、材料費、交通費等の実費が必要となるときは、当該実費を負担するものとする。

(研修)

第13条 協力会員の意識の向上、家事及び介助等の技術の習得を図るため、本会は、必要に応じて適宜研修を実施するものとする。

2 協力会員は、前項の研修に際しては、積極的に参加し、技術の習得等に努めなければならない。

(守秘義務等)

第14条 会員は、事業に係る活動において知り得た会員及びその家族等に関する秘密を他に漏らしてはならない。退会後も同様とする。

2 会員は、事業に係る活動に関連して、物品を販売し、及び斡旋してはならない。

3 会員は、事業に係る活動を通じて、政治的又は宗教的な活動をしてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成29年規程第23号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。  
（社会福祉法人川越市社会福祉協議会在宅福祉サービス事業実施要綱の廃止）
- 2 社会福祉法人川越市社会福祉協議会在宅福祉サービス事業実施要綱（平成4年規程第4号）は、廃止する。  
（サービス券の利用）
- 3 第10条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までの間、この要綱により廃止された社会福祉法人川越市社会福祉協議会在宅福祉サービス事業実施要綱（以下「廃止前の要綱」という。）の規定に基づくサービス券による費用の負担をすることができるものとする。この場合において、サービス券による費用の負担をするときの廃止前の要綱第11条（第4項を除く。）、第12条及び第13条の規定の適用については、なお従前の例による。  
（サービス券の払戻し）
- 4 利用会員が費用負担を現金によることとしたことにより、未使用のサービス券を所持しているときは、サービス券の有効期限を経過していない場合に限り、廃止前の要綱第13条の手続に従って、サービス券の未使用部分に相当する額の払戻しの請求をすることができる。  
（サービス券の取扱いの特例）
- 5 附則第3項の規定により、サービス券の交付を受けた協力会員の当該サービス券の取扱い及び費用の支払いについては、廃止前の要綱第15条の規定の例により支払うものとする。この場合において、平成32年3月分の費用の支払いについては、平成32年4月末日までとする。  
（サービス券購入手数料）
- 6 本会は、利用会員からの依頼に基づき、協力会員がサービス券を購入する事務を行ったときは、平成32年3月31日までの間、サービス券購入手数料として、1回につき500円を、当該協力会員に支払うものとする。

別表（第10条関係）

区 分	サービス提供時間	費用(協力会員1人につき)
第7条第1項のサービス	30分	400円
	1時間	800円

備考 費用算定の基礎となる時間数は、次のとおり算出する。

- 1 利用会員宅を訪問してサービスを提供するときは、訪問時から退出時までの全時間数とし、サービス提供に伴う外出時間を含む。庭掃除を除き休憩に要した時間数は算入しない。その他のときは、理事長がその都度定める。
- 2 1回のサービス提供時間数が30分以内のときは30分あたりの費用とする。
- 3 1回のサービス提供時間に端数を生じたときは、端数は30分単位で切り上げる。

様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

社会福祉法人川越市社会福祉協議会  
理事長 様

平成 年度 かわごえ友愛センター利用会員・協力会員・賛助会員入会申込書

会費納入額	¥1,000円・¥2,000円・¥ 円	
継続の方	氏名	
新規の方	氏名	
	住所	
	電話番号	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生

キ リ ト リ

平成 年度 かわごえ友愛センター利用会員・協力会員・賛助会員会費領収書

様

金 円 会員会費として、上記のとおり領収いたしました。

平成 年 月 日

社会福祉法人川越市社会福祉協議会  
理事長 小川 倫勝

<b>かわごえ友愛センター 協 力 会 員 証</b>	
	氏 名 _____
	会員番号 _____
写真	川越市社会福祉協議会が実施する在宅福祉サービス事業の協力会員であることを証明する。
	平成 年 月 日 発行
	社会福祉法人
	川越市社会福祉協議会理事 

(表)

<b>《 注 意 》</b>	
	1. この会員証は、常に携帯し、必要があるときはこれを提示しなければならない。
	2. この会員証は、他人に貸与し、又は、譲渡してはならない。
	3. 会員証を紛失し、毀損し、又は、記載事項に変更が生じたときは、直ちに所定の手続きをとらなければならない。
	4. この会員証は、当該身分を失ったときは、直ちに返納しなければならない。

(裏)

様式第3号 (第9条関係)

協力会員派遣申出書

社会福祉法人川越市社会福祉協議会

平成 年 月 日

理事長

様

住所

氏名

印

続柄

電話

次のとおり協力会員の派遣について申出します。

派遣を必要とする者	住所	川越市		
	氏名			
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 ( 歳)		
	性別	男・女	電話	
	利用区分	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 母子・父子家庭 <input type="checkbox"/> その他( ) 介護保険( ) 障害手帳( )		
希望派遣期間及 び時間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
	( 週 回 )		( 不定期 )	
	曜日 午前/午後 時 分 ~		午前/午後 時 分	
家族の状況	氏名 (年齢)・続柄		氏名 (年齢)・続柄	
	( 歳 )		( 歳 )	
	( 歳 )		( 歳 )	
	( 歳 )		( 歳 )	
希望する支援の内容	1 食事の支度・後片付け			
	2 衣類等の洗濯・補修			
	3 住居及び庭の掃除・片付け			
	4 買い物			
	5 通院時等の外出介助			
	6 見守り			
	7 話し相手			
	8 ごみ出し、電球交換等の簡単な作業			
	9 その他( )			

## 個人情報使用の同意書

かわごえ友愛センターでは、利用会員に関する個人情報を支援活動上必要な事項について、介護保険事業所等他機関及び協力会員にお知らせ致します。これ以外には、個人情報の使用は致しません。

かわごえ友愛センターの利用にあたり、個人情報の使用について説明をうけ、同意致しました。

平成            年            月            日

利用会員 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

家族代表 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

協力会員派遣決定通知書

平成 年 月 日

様

社会福祉法人川越市社会福祉協議会  
理事長

平成 年 月 日 付けで申し出のありました、協力会員の派遣について、次のとおり決定致しましたので、通知致します。

派遣対象者	住 所	川越市		
	氏 名			
	生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月 日( 歳)
	登録番号		電 話	
	世帯区分	ひとり・ふたり・その他		
申請者	住 所		電 話	
	氏 名		続 柄	
派遣期間及び派遣時間	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日 (週 回) 不定期			
	月	午前・午後	時 分	~ 午前・午後 時 分
	火	午前・午後	時 分	~ 午前・午後 時 分
	水	午前・午後	時 分	~ 午前・午後 時 分
	木	午前・午後	時 分	~ 午前・午後 時 分
	金	午前・午後	時 分	~ 午前・午後 時 分
	土	午前・午後	時 分	~ 午前・午後 時 分
	日	午前・午後	時 分	~ 午前・午後 時 分
援助内容	1	食事の支度・後片付け	7	話し相手
	2	衣類等の洗濯・補修	8	ごみ出し、電球交換等の簡単な作業
	3	住居及び庭の掃除・片付け	(	)
	4	買い物	9	その他( )
	5	通院時等の外出介助		
	6	見守り		

協力会員活動内容通知書

協力会員番号 \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 様



社会福祉法人川越市社会福祉協議会  
担当 印

利用会員	住 所											
	氏 名											
	生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日	(	歳)					
	登録番号				電 話							
	世帯区分	ひとり・ふたり・その他			性別	男性・女性						
緊急連絡先	住 所				電 話							
	氏 名				続 柄							
	住 所				電 話							
	氏 名				続 柄							
	事業所名				電 話							
	担当者				備 考							
派遣期間及び派遣時間	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日											
	( _____ 週・月 _____ 回) 不定期											
	月	午前	午後	時	分	~	午前	午後	時	分		
	火	午前	午後	時	分	~	午前	午後	時	分		
	水	午前	午後	時	分	~	午前	午後	時	分		
	木	午前	午後	時	分	~	午前	午後	時	分		
	金	午前	午後	時	分	~	午前	午後	時	分		
	土	午前	午後	時	分	~	午前	午後	時	分		
日	午前	午後	時	分	~	午前	午後	時	分			
援助内容	1	食事の支度・後片付け			6	見守り						
	2	衣類等の洗濯・補修			7	話し相手						
	3	住居及び庭の掃除・片付け			8	ごみ出し、電球交換等の簡単な作業						
	4	買い物			(							
	5	通院時等の外出介助			9							
健康上の留意点	要介護認定	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	未申請		
	障害手帳	種	級	/	療育	(A)	A	B	C	/	保健福祉	級

※担当が終了しましたら、本通知書は社協まで返却してください。

社会福祉法人川越市社会福祉協議会福祉機器貸出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川越市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター設置規程（平成29年規程第22号）第3条第1項第2号に規定する福祉機器の貸出し事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(貸出し機器)

第2条 事業の貸出し機器は、次のとおりとする。

(1) 車椅子

(2) 福祉車両

タント スロープ式軽自動車（定員3人、車椅子使用者1人）

(対象者)

第3条 福祉機器貸出しの対象者は、次のとおりとする。

(1) 車椅子 市内に住所を有する次に掲げる者

ア 身体障害者

イ 高齢者

ウ 社会福祉団体

エ ボランティア団体

オ その他社会福祉法人川越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が  
適当と認める者

(2) 福祉車両 市内に住所を有する者で次のいずれかに該当する者

ア 日常、車椅子を使用している者

イ 外出に際して車椅子を必要とする者

ウ 公共交通機関等を利用することが困難な者

エ その他本会が必要と認める者

(貸出し要件)

第4条 福祉車両の貸出しの要件は、次の各号のいずれかを目的とするときとする。

(1) 行事及びレクリエーション活動等に参加するとき。

(2) 病院、施設、公共機関等への外出のとき。

(3) 冠婚葬祭等に出席する必要が生じたとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、本会が必要と認めるとき。

2 福祉車両は、恣意的な利用その他その利用が不相当と認められる場合は、貸出しを行わないものとする。

(貸出期間等)

第5条 福祉機器の貸出しの期間は、次に掲げる機器につき、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 車椅子 3月（特に本会が必要と認められる場合は、3月を限度に1回の延長を認めるものとする。）

(2) 福祉車両 貸出日及び返納日を含む4日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日（以下「休日等」という。）を含む場合については、この限りでない。）

2 福祉機器の貸出しの申請及び返却は、休日等を除く午前9時から午後4時までの間に行うものとする。

(申請)

第6条 福祉機器の貸出しを受けようとする者は、当該各号に定める申請をするものとする。

(1) 車椅子については、車椅子利用申請書（様式第1号上段）に、必要事項を記載の上、事前に提出しなければならない。

(2) 福祉車両については、福祉車両利用申請書（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）に、必要事項を記載の上、貸出しを受けようとする日の1週間前までに提出しなければならない。

(利用の決定等)

第7条 福祉機器の利用申請があったときは、その利用の可否を決定し、当該各号に定める利用決定（却下）通知書により通知するものとする。

(1) 車椅子については車椅子貸出し決定（却下）通知書（様式第1号下段）により、当該申請者に通知するものとする。

(2) 福祉車両については、福祉車両貸出し決定（却下）通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(利用料)

第8条 福祉機器の利用料は、無料とする。

2 前条の規定により車椅子の利用の決定を受けた者（以下「車椅子利用者」と

いう。)は、当該車椅子が破損したときは、修理等に要する実費を負担するものとする。

- 3 前条の規定により福祉車両の利用の決定を受けた者(以下「福祉車両利用者」という。)は、福祉車両の燃料費、駐車料、有料道路通行料等の実費を負担するものとする。

(福祉車両の取扱い等)

第9条 福祉車両利用者は、貸出期間中、車両の点検等を行い、返却時には福祉車両利用報告書(様式第5号)により報告するものとする。

- 2 福祉車両利用者は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 の範囲内で福祉車両を運用するものとする。ただし、本会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の取消等)

第10条 車椅子利用者及び福祉車両利用者(以下「利用者」という。)は、利用決定を受けた福祉機器を利用しないこととした場合(利用期間の途中で利用の必要がなくなった場合を含む。)は、速やかにその旨を本会に申し出るとともに、福祉機器を返却するものとする。

- 2 福祉機器の貸出しに際して、故障等により貸出しに支障があると本会が認めるときは、福祉機器の利用決定を取消し、又は変更することができる。
- 3 利用者の利用申請の内容に虚偽の事項がある等、本会が福祉機器の貸出し要件を満たさないと認めるときは、当該福祉機器の利用の決定を取消することができる。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、善良な管理者の注意をもって福祉機器を利用するものとし、次の行為を行ってはならない。

- (1) 福祉機器を第三者に貸与し、又は譲渡すること。
- (2) 福祉機器を利用して営業行為をすること。
- (3) 福祉機器を法令に違反して利用し、又は保管すること。

(損害賠償)

第12条 利用者は、貸し出した福祉機器により第三者に損害を与えたときは、当該損害の賠償をするものとする。ただし、本会が福祉車両に付している保険の範囲内においては、当該保険の適用を受けるものとする。

(事故への対応)

第13条 利用者は、福祉機器により事故が生じたときは、事故の状況に応じて適切な対応を講じるとともに、遅滞なく本会に報告し、その指示に従うものとする。

2 前項の報告に当たっては、福祉機器事故報告書（様式第6号）を提出するものとし、その他本会が求める書類等の提出に協力するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、福祉機器貸出しについて必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成29年命令第1号）

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成31年命令第2号）

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

担当者	合議	主任	主査	主幹	課長

車椅子利用申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人川越市社会福祉協議会  
理事長 様

団体名

氏名

印

借入申込者

住所

電話番号

利用者との続柄

下記により車椅子の利用を申請します。  
なお、破損したときは、修理代等実費負担します。

利用者	住所		電話番号	
	氏名		男・女	年齢 歳
	使途	・通院 ・リハビリ ・旅行 ・その他 ( )		
借入期間 車椅子No( )		自：平成 年 月 日 ( )	3月	
		至：平成 年 月 日 ( )	の	日間
住所確認	申請者	・運転免許証 ・健康保険証 ・( )		
	利用者	・運転免許証 ・健康保険証 ・( )		

キリトリせん

車椅子貸出し決定(却下)通知書

平成 年 月 日

様

社会福祉法人川越市社会福祉協議会

車椅子利用申請に基づいて、No. \_\_\_\_\_ を貸出しいたします。  
貸出期限は、平成 年 月 日までとなっております。

様式第2号(第6条関係)

担当者	合議	主任	主査	主幹	課長

福祉車両利用申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人川越市社会福祉協議会

理事長 様

氏名 印

申請者 住所

電話番号

福祉車両の利用を申請いたします。

1 車種等

車種	タント
利用期間	月 日 ( 曜日) 午前 ・ 午後 時 分 から 月 日 ( 曜日) 午前 ・ 午後 時 分 まで
使途、行先	

2 車椅子使用者

住所	川越市	電話番号	
氏名	生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生	男・女	年齢 歳
状態	1 歩行困難 2 その他 ( )		

3 福祉車両の運転者等

運転者	氏名	生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生		車椅子使用者との関係	
	住所			電話番号	
免許証	有効期限	年 月 日	免許の種類	普通・大型	1種・2種
	取得年月日	年 月 日	免許証番号	第 号	
介護者	氏名			車椅子使用者との関係	
	住所				
同乗者	氏名			車椅子使用者との関係	

様式第3号(第6条関係)

平成 年 月 日

社会福祉法人川越市社会福祉協議会  
理事長 様

申請者 氏名 印

運転者 氏名 印

### 誓約書

福祉車両の利用にあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

#### 記

- 1 借り受け期間中の車両の点検・管理及び返却に至るまでの一切の責任を負います。
- 2 福祉車両を第三者に譲渡、転貸したり、福祉車両を利用して営業行為はいたしません。
- 3 福祉車両利用の際にかかる燃料費、有料駐車料及び有料通行料等の実費は負担いたします。
- 4 運転者は交通法令等を遵守し、常に安全運転に努めるとともに、交通事故の防止に最善を尽くします。
- 5 借り受け期間中に生じた事故については、事故処理の終結に至るまで一切の責任を負います。

ただし、社会福祉法人川越市社会福祉協議会が車両に付保している損害保険を利用する場合は、下記の事項を遵守いたします。

- ・事故の大小に関係なく必ず警察に届け出いたします。
  - ・社会福祉法人川越市社会福祉協議会の許可なく第三者との間に示談等はいたしません。
  - ・自動車保険の免責額及び限度額を越えるなど契約の範囲外の損害は自己負担いたします。
- 6 福祉車両は燃料を満タンにし、領収書を添え返納いたします。

様式第4号(第7条関係)

平成 年 月 日

様

社会福祉法人川越市社会福祉協議会  
理事長

福祉車両貸出し決定(却下)通知書

月 日付け申請を受けました福祉車両の貸し出しについて、下記のとおり決定(却下)したので通知いたします。

車種	タント
申請者	住所
	氏名
貸出期間	月 日( 曜日)午前・午後 時 分 から 月 日( 曜日)午前・午後 時 分 まで
利用目的	
却下理由	
備考	